

11月12日～25日は 女性に対する暴力をなくす運動週間

DV(ドメスティック・バイオレンス)を知っていますか

DVとは、配偶者や恋人など親密な関係にある相手から振られる暴力のことで、大切な人を傷つける行為です。

家庭内の問題や個人的な問題として考えられがちで、表面に出にくい特徴があります。

家庭内のことでも暴行などに当たる行為が行われた場合、それは犯罪であり重大な人権侵害です。

5つの暴力の種類

①身体的暴力

殴る、蹴る、首を絞める、物を投げ付ける、突き飛ばす、刃物を振りかざす

②精神的暴力

「誰のおかげで生活できているんだ」「役立たず」等の暴言、交友関係や毎日の行動を細かく監視する

③経済的暴力

必要な生活費を渡さない

④性的暴力

望まない性行為の強要、避妊に協力しない

⑤子どもを利用した暴力

子どもへの加害をほのめかす、子どもに被害者が悪いと思わせる

デートDVを知っていますか？

デートDVとは、恋人間の暴力のことで、力を使って相手を思いどおりに支配することです。暴力を伴う交際は、お互いの愛情を育てるものではありません。相手を犠牲にして暴力で自分の思いを通そうとすることは、お互いの関係をだめにします。被害者にも加害者にもならないようにしましょう。

問い合わせ

○県配偶者暴力相談支援センター

☎048-863-6060

○飯能警察署生活安全課☎972-0110

○子育て応援課子育て応援担当(1階◎番窓口)

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

さいたま地方法務局と埼玉県人権擁護委員連合会は、夫・パートナーからの暴力やストーカー行為など、女性を巡る人権問題について、専用電話による相談を受け付けます(秘密厳守)。

日時 11月12日(月)～18日(日) 午前8時30分～午後7時(17日(土)・18日(日)のみ午前10時～午後5時)

電話番号 ☎0570-070-810

相談担当者 法務局職員、人権擁護委員

問い合わせ さいたま地方法務局人権擁護課
☎048-859-3507

イベント

平成30年度 日高市人権啓発講演会

全国30万人が感動した「いのちの授業」

12月の人権週間に合わせて人権啓発講演会を開催します。テーマは、「いのちの授業～いのちをバトンタッチ～」です。みんなでこころを一つにして「いのち」をみつめてみませんか。ぜひ、ご参加ください。

日時 12月2日(日) 午後1時30分～3時30分

場所 生涯学習センター

人数 100人(先着順)

講師 NPO法人いのちをバトンタッチする会

代表 鈴木中人さん

費用 無料

申し込み 不要(直接会場へ)

※保育を希望する人は、事前にご連絡ください。

問い合わせ 生涯学習課生涯学習担当



イベント

子どもの変化に気づき隊 その時、あなたは…

あなたの身近なところで児童虐待と思われる状況があったとき、いち早く虐待通告ができるように、虐待に基準はあるのか、本当に秘密は守られるのかなど、実例を交えてお伝えし、児童虐待通告の不安を解消します！

日時 11月30日(金) 午前10時～11時30分

対象 成人

人数 20人(申し込み順)

講師 市職員

費用 無料

申し込み 11月6日(火)以降の午前8時30分から午後5時までに、電話または直接下記へ(日曜日および祝日を除く)

場所・問い合わせ

高麗川南公民館

☎989-1000

